

市・道民税のお知らせ

平成 23 年度 市・道民税の公的年金からの仮徴収

○平成 22 年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の 2 月に特別徴収した額と同額を 4・6・8 月に支給される年金から仮徴収し、平成 23 年度の市・道民税が決定した後に、年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの額を 10・12 月、翌年の 2 月に支給される年金から 3 回に分けて本徴収します。

なお、公的年金以外の所得がある方で、平成 23 年度分の市・道民税として仮徴収する額と、税額決定後に本徴収する額に大きな差が生じる方は、4・6・8 月の仮徴収を停止し、10 月から特別徴収を再開します。対象となる方には、個別に通知します。

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
各月、前年度の 2 月と同額			各月、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の 3 分の 1		

○新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成 22 年度途中で税額変更等により特別徴収の対象とならなくなった方を含む)

年税額のうち、6・8 月分を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12 月、翌年の 2 月に特別徴収します。

普通徴収		特別徴収		
6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
各月、年税額の 4 分の 1		各月、年税額の 6 分の 1		

65 歳未満の方は年金分の市・道民税を給与から特別徴収します

平成 22 年度より、65 歳未満の方の公的年金等の所得にかかる市・道民税は、他の所得にかかる市・道民税と同様に、原則として給与から特別徴収することとなっています。

なお、普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納めたい方は、所得税の確定申告をする際に、申告書第 2 表住民税に関する事項で徴収方法を「自分で納付」を選択することで、市・道民税も普通徴収に変更することができます。

	給与にかかる市・道民税 (特別徴収の場合)	年金にかかる市・道民税
平成 20 年度以前	給与分と年金分を合わせて給与から特別徴収	
平成 21 年度	特別徴収	普通徴収(個人で納付)
平成 22 年度以降	給与分と年金分を合わせて給与から特別徴収	
所得税の確定申告で、「自分で納付」を選択した場合	特別徴収	普通徴収(個人で納付)

65 歳以上の方の公的年金等にかかる税額は、これまでどおり給与所得にかかる税額に加算して特別徴収することはできません。

問合せ先 市税務課市民税係